

添付法令資料 2 :

韓国発明振興法 (目次)

2018 年 12 月 31 日法律第 16172 号により一部改正 2019 年 4 月 1 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 5 条)
第 2 章	発明の振興
第 1 節	発明に対する認識の向上 (第 6 条ないし第 9 条の 2)
第 2 節	職務発明の活性化 (第 10 条ないし第 19 条)
第 3 節	産業財産権情報の提供及び活用促進 (第 20 条ないし第 24 条の 2)
第 3 章	発明の権利化支援 (第 25 条ないし第 27 条)
第 4 章	発明の事業化促進 (第 28 条ないし第 40 条)
第 4 章の 2	産業財産権サービス業の育成 (第 40 条の 2 ないし第 40 条の 7)
第 5 章	産業財産権紛争の調停及び技術共有促進 (第 41 条ないし第 51 条)
第 6 章	韓国発明振興会 (第 52 条ないし第 55 条)
第 7 章	補則 (第 56 条ないし第 57 条の 2)
第 8 章	罰則 (第 58 条ないし第 60 条)
附則	